

横田小学校 PTA 会則（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は横田小学校 PTA と称し、事務局は横田小学校におく。

（組織）

第2条 本会は児童の保護者と教職員並びに本会の趣旨に賛同するもので組織する。

（目的）

第3条 本会は保護者同士の交流を深め、保護者と教職員が互いに協力しながら、児童が楽しい学校生活を送ることができるように支援することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 児童の教育環境の充実に関すること
- (2) 学校行事等への協力に関すること
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な活動

（役員及び役員の任期）

第5条 本会に次の役員をおき、任期は1年とする。補欠の場合は前任者の残任期間とし、いずれの場合も再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 選任副会長 1名
- (3) 副会長 5名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 学年委員 12名

（役員を選出）

第6条 役員を選出は次のとおりとし、総会に報告する。

- (1) 会長、選任副会長、監事は役員会において会員中より選出する。
- (2) 副会長は、教職員より1名、各地区（鳥上、横田、八川、馬木）の会員中の保護者より1名ずつ選出する。
- (3) 事務局長は会長が委嘱する。

(4) 学年委員は各学年の会員中の保護者より2名ずつ選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。全ての会の議長を務める。

(2) 選任副会長、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは選任副会長がその職務を代理する。

(3) 監事は本会の会計を監査する。

(4) 事務局長は会務を処理する。

(5) 学年委員は学年行事等を計画、調整する。

(機関)

第8条 本会に次の機関を設ける。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(総会)

第9条 総会は原則として年1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

2 総会では次の議事を審議し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数の場合は議長が決する。

(1) 予算、決算、事業計画及び役員の仕事の審議及び承認

(2) 会則の改廃案の審議及び承認

(3) その他必要事項の審議及び承認

(役員会)

第10条 役員会は全役員をもって構成し、会長が招集のうえ、会務を執行する。

(専門部会)

第11条 本会に次の専門部会を置き、副会長、学年委員をもって構成し、本会の目的を達成するため、事業の計画立案・運営にあたる。

(1) 交流部

(2) 安心活動部

(経費)

第 1 2 条 本会の経費は次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他

2 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わるものとする。

(補則)

第 1 3 条 この会則に定めるもののほか、会務処理に関する必要事項は、役員会において定めることができる。

付 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日よりこれを施行する。